

議案第 4 4 号

岩倉市国民健康保険条例の一部改正について

岩倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩倉市国民健康保険条例（昭和46年岩倉市条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市国民健康保険条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。